

○茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例

平成29年 6 月26日

茨城県条例第33号

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例を公布する。

茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、外国の医学校において医学の課程を履修し、県内の医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者に対し、茨城県海外対象医師修学研修資金(以下「修学研修資金」という。)を貸与することにより、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保を図り、もって本県の医療の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「医師不足地域」とは、医師の不足によりその確保が必要な地域として知事が定める地域をいう。

2 この条例において「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所をいう。

(令7条例13・一部改正)

(修学研修資金の種類)

第3条 修学研修資金は、外国の医学校の医学を履修する課程(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の医学を履修する課程と同等以上であると知事が認めるものに限る。以下「外国医学課程」という。)に在学する者の修学に必要な資金(以下「修学資金」という。)及び医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許(以下「国内医師免許」という。)を受けるための知識及び技能の習得であって、当該外国において医師の業務に従事するための免許(以下「外国医師免許」という。)を得た後に行われるものに必要な資金(以下「研修資金」という。)とする。

(修学研修資金の貸与)

第4条 知事は、外国医学課程に在学する者であって、第12条第3項第7号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することができる。

2 知事は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、研修資金を貸与することができる。

(1) 外国医学課程を修めて外国の医学校を卒業し、かつ、外国医師免許を得た者であること。

- (2) 知事が指定する医療機関（第6条第2項において「指定実習医療機関」という。）において、医師の業務に従事するために必要な知識及び技能を習得するための実習（以下「臨床実習」という。）を受けている者であること。
- (3) 第12条第3項第7号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者であること。

（貸与金額等）

第5条 修学研修資金の貸与金額は、次の各号に掲げる修学研修資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 修学資金 月額200,000円
- (2) 研修資金 1,500,000円

2 修学研修資金の利息は、次の各号に掲げる修学研修資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 修学資金 貸与を受けた各月分の修学資金の額につき、当該貸与を受けた日の翌日から当該貸与を受けた者が外国の医学校を卒業する日の属する月の末日（当該卒業する日の属する月が第7条に規定する貸与契約で定める貸与期間の終了の日の属する月の前月以前である場合にあつては当該貸与期間の終了の日、第9条の規定により第7条に規定する貸与契約が解除された場合にあつては当該解除の日）までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額
- (2) 研修資金 貸与を受けた日の翌日以後180日を経過する日（当該日までに第12条第2項各号又は同条第3項第1号から第3号までに掲げる事由に該当した場合にあつては、これらの事由に該当した日）までの期間の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額

（令7条例13・一部改正）

（貸与期間等）

第6条 修学資金の貸与期間は、外国医学課程の修業期間のうち、当該外国医学課程ごとに知事が必要と認める学年から当該外国医学課程の最終の学年までの期間以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 研修資金の貸与は、指定実習医療機関において臨床実習を開始したときに行う。

（貸与方法）

第7条 修学研修資金は、毎年度予算の範囲内で契約（以下「貸与契約」という。）により貸与するものとする。

(連帯保証人)

第8条 修学研修資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸与契約の解除)

第9条 知事は、修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）が、外国の医学校を卒業するまでに次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸与契約を解除するものとする。

- (1) 退学し、又は退学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(学業成績表等の提出及び報告)

第10条 知事は、修学生及び研修資金の貸与を受けた者（以下「研修生」という。）に対し、学業成績表及び健康診断書の提出を求め、並びに国内医師免許を受けるための知識及び技能の習得であつて、外国の医学校を卒業した後に行われるものの状況について報告を求めることができる。

(貸与の停止等)

第11条 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、修学資金の貸与を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、これを復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

- 2 知事は、修学生が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）したときは、当該留年に係る期間、修学資金の貸与を停止するものとする。
- 3 知事は、修学生が正当な理由がなく前条の規定による学業成績表又は健康診断書の提出の求めに応じなかったときは、修学資金の貸与を一時保留することができる。

(返還)

第12条 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学資金に第5条第2項第1号の規定により計算した利息を

付してこれを返還しなければならない。

- (1) 第9条の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。
- (2) 外国の医学校を卒業した後外国医師免許を得る場合にあっては、当該外国の医学校を卒業した後遅滞なく外国医師免許を得なかったとき。

2 研修生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、研修資金に第5条第2項第2号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 心身の故障のため臨床実習を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (2) 臨床実習における評価が著しく不良になったと認められるとき。

3 前2項に規定する場合のほか、修学生及び研修生（以下「修学研修生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、修学研修資金に第5条第2項各号の規定により計算した利息を付してこれを返還しなければならない。

- (1) 外国の医学校を卒業した後、死亡したとき（第14条第1項第2号及び第15条に該当する場合を除く。）。
- (2) 外国医師免許を得た後直ちに医師法第11条第3号の認定（第4号において「認定」という。）を受けなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、外国の医学校を卒業した後、医師法第9条に規定する医師国家試験を受ける見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 認定を受けた後遅滞なく国内医師免許を受けなかったとき。
- (5) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）を受けなかったとき。
- (6) 県内の医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。
- (7) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き、医師不足地域内における医療機関及び地域において中核的な役割を担う医療機関としてあらかじめ知事が定める医療機関であって、臨床研修の修了及び次条の規定による修学研修資金の返還の債務の履行の猶予を受けている期間の終了（同条第1号に該当する場合を除く。）に当たり知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ修学研修生ごとに指定するもの（当該指定後に知事が地域における医師の育成及び確保の状況等に応じ指定に係る医療機関を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の医療機関として知事が修学研修生ごとに指定するもの。以下「指定従事医療機関」という。）において

医師の業務に従事しなかったとき。

(8) 指定従事医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき（第14条第1項第1号に該当する場合を除く。）。

(9) 県内の医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間（当該期間が2年を超える場合にあっては、2年。次号カ及び第14条第1項第1号において同じ。）と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間（研修資金の貸与を受けた場合にあっては、当該期間に1年を加えた期間。次号カ、次項並びに第14条第1項第1号及び第2号において同じ。）の2分の3に相当する期間（当該期間が3年に満たない場合にあっては3年、9年を超える場合にあっては9年。次号カ、次項並びに第14条第1項第1号及び第2号において同じ。）に達した場合であって、臨床研修の修了後、当該合算した期間の2分の1に相当する期間（当該合算した期間が3年に満たない場合にあっては、1年。同項第1号において同じ。）以上の期間を医師不足地域における医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

(10) 次項の規定により知事が指定した場合にあっては、次のいずれかに該当するとき。

ア 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関又は配偶者（カに規定する義務期間が終了するまでの間に婚姻が解消され、又は取り消された場合にあっては、配偶者であった者）が他県修学資金（本県及び県内の市町村以外の地方公共団体の長が大学の医学を履修する課程に在学する者に対して貸与する修学のための資金であって、国内医師免許を取得した後当該地方公共団体の区域内に所在する医療機関（以下「他県医療機関」という。）で当該地方公共団体の長が指定するもの又は当該地方公共団体の長が指定する地域内のもの（以下「他県指定医療機関」という。）において一定期間医師の業務に従事することによりその返還が免除される特約が付されたもの（知事が指定するものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸与を受けた場合にあっては、他県医療機関において臨床研修を受けなかったとき。

イ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了しなかったとき。

ウ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後、引き続き指定従事医療機関又は他県指定医療機関において医師の業務に従事しなかったとき。

エ 指定従事医療機関において医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては、指定従事医療機関において次項の規定により知事が指定した期間（第5項の規定により当該期間を変更した場合にあっては、

当該変更後の期間。以下「指定期間」という。) 医師の業務に従事した後引き続き他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき, 又は指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事せず, かつ, 他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第2号に該当する場合を除く。)

オ 他県指定医療機関において医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事する場合にあっては, 他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事した後引き続き指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき, 又は他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事せず, かつ, 指定従事医療機関において指定期間医師の業務に従事しなくなったとき(第14条第1項第2号に該当する場合を除く。)

カ 県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を修了した後, 引き続き指定従事医療機関及び他県指定医療機関において指定期間医師の業務に従事し, かつ, 当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間(第14条第1項第2号及び第3号, 第2項並びに第3項において「義務期間」という。)が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であって, 臨床研修の修了後, 当該合算した期間のうち, 県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間(当該合算した期間が3年に満たない場合にあっては, 1年。同条第1項第2号において同じ。)以上の期間を医師不足地域における医療機関において医師の業務に従事しなかったとき(同号に該当する場合を除く。)

(11) 国内医師免許を受けた後, 死亡又は心身の故障により, 臨床研修を受けること又は医師の業務に従事すること(以下「医師業務の従事等」という。)ができなくなったとき(第14条第1項第3号及び第15条に該当する場合を除く。)

(12) 前各号に掲げるもののほか, 外国の医学校を卒業した後, 修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

4 知事は, 修学研修生から他県医療機関で臨床研修を受け, 又は医師の業務に従事する前に申請があった場合において, 次の各号のいずれにも該当するときは, 当該修学研修生が臨床研修の修了に要する期間(当該期間が2年を超える場合にあっては, 2年)と指定従事医療機関及び他県指定医療機関においてそれぞれ医師の業務に従事する期間とを合算した期間と当該修学研修生が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間と

が等しくなるよう、当該修学研修生が当該業務に従事すべき期間を指定するものとする。

- (1) 修学研修生が、他県修学資金の貸与を受けている者と婚姻したとき。
- (2) 修学研修生及びその配偶者が、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事する意思を有すると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医師不足地域内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のために必要な基準として知事が別に定める基準に適合するとき。

5 知事は、前項の規定により期間を指定した場合であって、修学研修生と他県修学資金の貸与を受けている者との婚姻が解消され、又は取り消されたときその他特に必要があると認めるときは、修学研修生の申請により、同項の規定により指定した期間を変更することができる。

6 修学研修生が医師不足地域以外の地域（県内に限る。）における医療機関において医師の業務に従事した場合であって、当該業務が医師不足地域内の医療の充実に資するものとして規則で定めるものに該当するときは、当該業務に従事した期間を医師不足地域における医療機関において医師の業務に従事した期間とみなして、第3項第9号及び第10号カの規定を適用する。

（令7条例13・一部改正）

（返還債務の履行猶予）

第13条 知事は、修学研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する間（第2号に該当する場合にあっては、知事が必要と認めた期間に限る。）、修学研修資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 第9条の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き外国医学課程に在学しているとき。
- (2) 臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために受ける研修のうち県外の医療機関を実施場所とするものであって、県内の医療の充実に必要なものとして知事が認定したもの（当該認定後に知事が県内の医療の充実に必要なものとして認定に係る研修を変更する必要があると認めた場合にあっては、当該変更後の研修として知事が認定したもの。次条第2項において「認定専門研修」という。）を受けているとき。
- (3) 学校教育法に基づく大学院（次条第3項第1号において「大学院」という。）の医学を履修する課程に在学しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県内の医療の充実に必要な医師の育成及び確保のため特に必要であると認められる事由があるとき。

- (5) 災害、疾病その他やむを得ない事由により修学研修資金を返還することが困難であると認められるとき。

(令 7 条例13・一部改正)

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、修学研修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学研修資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 国内医師免許を受けた後直ちに県内の医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事し、かつ、当該臨床研修の修了に要した期間と当該業務に従事した期間とを合算した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達した場合であつて、臨床研修の修了後、当該合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において医師の業務に従事したとき(第12条第4項の規定により知事が指定した場合を除く。)。
 - (2) 第12条第4項の規定により知事が指定した場合にあつては、修学研修生が国内医師免許を取得した後直ちに県内の医療機関又は他県医療機関において臨床研修を受け、当該臨床研修の修了後引き続き指定期間、指定従事医療機関及び他県指定医療機関において医師の業務に従事し、かつ、義務期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したときであつて、臨床研修の修了後、当該義務期間のうち、県内の医療機関において臨床研修を受けた期間と指定従事医療機関において医師の業務に従事した期間とを合算した期間の2分の1に相当する期間以上の期間を医師不足地域における医療機関において医師の業務に従事したとき。
 - (3) 第1号の規定による合算した期間中又は義務期間中に、業務上の事由による死亡又は業務に起因する心身の故障により医師業務の従事等ができなくなったとき。
- 2 認定専門研修を受けたことにより指定従事医療機関において医師の業務に従事できなかった修学研修生に係る前項第1号の規定の適用については、当該修学研修生は、前条の規定により知事が必要と認めた期間に限り、引き続き指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなす。この場合において、当該指定従事医療機関において医師の業務に従事していたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。
- 3 次の各号のいずれかに掲げる事由により医師業務の従事等できなかった修学研修生に係る第1項第1号の規定の適用については、当該修学研修生は、引き続き医師業務の従

事等をしていたものとみなす。この場合において、当該医師業務の従事等をしていたものとみなされた期間は、これを同号の規定による合算した期間又は義務期間に算入しない。

(1) 大学院の医学を履修する課程に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができないとき。

- 4 第12条第6項の規定は、第1項第1号及び第2号の場合について準用する。この場合において、同条第6項中「第3項第9号及び第10号カ」とあるのは「第14条第1項第1号及び第2号」と読み替えるものとする。

(平30条例37・令7条例13・一部改正)

(返還債務の裁量免除)

第15条 知事は、修学研修生が災害、死亡、疾病その他やむを得ない事由により医師業務の従事等ができなくなったときその他特に必要があると認めるときは、修学研修資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(延滞利息)

第16条 修学研修生は、正当な理由がなく、修学研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき修学研修資金の額と第5条第2項各号の規定により計算した利息の額との合計額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 当分の間、第16条に規定する延滞利息の年14.5パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。

(令2条例52・一部改正)

付 則（平成30年条例第37号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

付 則（令和2年条例第52号）

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

付 則（令和 7 年条例第13号）

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県海外対象医師修学研修資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に外国の医学校に入学する者について適用し、同日前に外国の医学校に入学した者については、なお従前の例による。